2　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第三十二条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び3に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。

3　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意する貿易上の補償の適切な方法を提供する。

4　両締約国が2の規定に従って協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間であり、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、当該権利を行使することができる。

5　4に規定する譲許の適用を停止する権利を行使する一方の締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三十日前に他方の締約国に書面により通報する。

第三十六条　見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、特に、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するため、この節の規定について必要に応じ見直しを行う。

第三節　他の規定

第三十七条　物品の貿易に関する小委員会

1　両締約国は、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　この協定に基づく各締約国の義務に変更がないことを確保するため、統一システムの改正に伴う附属書一の改正について討議すること。

(d)　この章の規定の適用範囲に関して両締約国間に生ずる相違について協議し、及び当該相違を解決するよう努めること。

(e)　必要な場合には、特定の任務を遂行するための特別作業部会を設置すること。

(f)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、原則として二年ごとに会合を開催し、並びに両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第三章　原産地規則

第三十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「発給機関」とは、締約国の権限のある当局により、当該締約国の法令に従い、原産地証明書を発給するために指定され、又は権限を与えられる団体又は機関をいう。

(b)　「権限のある当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給又は発給機関の指定について、第五十八条に規定する認定輸出者の認定について、及び第六十六条に規定する原産地証明に関する情報の確認について、責任を負う当局であって、次のものをいう。

(i)　日本国については、経済産業省又はその後継機関

(ii)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

(c)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(d)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　次のいずれかの条件を満たすこと。

(A)　両締約国の国民が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(B)　いずれかの締約国に本店及び主たる営業所を有する法人であって、第三国において登録されている工船又は船舶を有していないものが所有していること。

(e)　「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、当該産品又は材料の特性が本質的に同一のものをいう。

(f)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。それらの規準は、一般に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(g)　「同種の産品」とは、外見上の微細な差異（原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをいう。）の有無にかかわらず、形状及び品質を含む全ての点において同一である産品をいう。

(h)　「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であって、輸入締約国に産品を輸入するものをいう。

(i)　「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいい、構成要素、成分、原材料及び部品を含む。

(j)　「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料をいう。

(k)　「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。

(l)　「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第四十九条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(m)　「関税上の特恵待遇」とは、第二十一条2の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(n)　「生産者」とは、産品又は材料の生産に従事する者をいう。

(o)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、成育、抽出、採取、採集、繁殖、採掘、収穫、漁ろう、わなかけ、捕獲、収集、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。

(p)　「関係当局」とは、次のものをいう。

(i)　日本国については、財務省又はその後継機関

(ii)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第三十九条　原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの

(b)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c)　非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書三に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求める規則）を満たすもの